

◎新潟県告示第639号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 委託した事務

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）第8条第1項に規定するパーキング・メーターの作動に係る手数料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

公益財団法人新潟県交通安全協会

新潟県新潟市中央区新光町5番地4

3 委託の始期

平成25年4月1日